

(仮称) 運賃協議部会の設置について

令和5年（2023年）12月

猪名川町



猪名川町マスコットキャラクター
「いなぼう」

(仮称) 運賃協議部会の設置について

- 令和5年(2023年)10月1日の改正道路運送法の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等を協議するには、①道路運送法第9条第5項に基づき、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ、②運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する協議会において協議(独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定して、猪名川町地域公共交通会議とは別に開催)し、③協議が調えば運賃を届け出ることとなりました(道路運送法第9条第4項、第5項)。
- これを受け、同法第9条第4項に基づき、猪名川町地域公共交通実施計画(案)に基づく見直し実施に係る運賃について、協議会で協議する必要があるため、猪名川町地域公共交通会議の部会として、『(仮称)運賃協議部会』を猪名川町地域公共交通会議設置要綱第7条に基づき設置するものとします。

● (仮称) 運賃協議部会のメンバー(案)

- ・猪名川町長又はその指名する職員
- ・協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部長又はその指名する職員
- ・住民意見代表者

道路運送法(抜粋)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(仮称) 運賃協議部会の設置について

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等*により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

出典：国土交通省資料

※カルテルとは

事業者又は事業者団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為を言います。（※公正取引委員会ホームページより）

参考 猪名川町地域公共交通会議設置要綱（1/2）

○猪名川町地域公共交通会議設置要綱

平成22年3月26日

要綱第15号

改正 平成23年3月25日要綱第16号

平成26年3月31日要綱第13号

令和2年3月31日要綱第17号

令和2年3月31日要綱第19号

令和3年5月31日要綱第58号

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、猪名川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 地域公共交通のあり方検討及び交通関係計画の策定、変更及び実施に関する事項
- （2） 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様並びに運賃及び料金に関する事項
- （3） 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （4） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第3条 交通会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命し、又は委嘱する。

- （1） 一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- （2） 住民又は利用者の代表
- （3） 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員
- （4） 兵庫県阪神北泉民局宝塚土木事務所の職員
- （5） 兵庫県川西警察署の職員
- （6） 町の職員
- （7） 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（監事）

第5条 交通会議に、監事2人を置き、委員のうちから会長が指名する。

- 2 監事は、交通会議の会計及び出納を監査し、監査の結果を会長に報告する。
- 3 監事は、会長又は副会長と兼ねることができない。

（交通会議の運営）

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 委員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、交通会議の議決があったものとみなす。
- 6 交通会議は、原則として公開とする。
- 7 交通会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 交通会議は、交通会議の運営に当たって必要な事項を処理する場合、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を交通会議に報告する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部

参考 猪名川町地域公共交通会議設置要綱（2/2）

会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

7 部会の運営については、前条の規定を準用する。

（協議結果の取扱い）

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（事務局）

第9条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、猪名川町まちづくり部都市政策課に置く。

3 事務局に、事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務に関する事項）

第10条 交通会議の予算編成及び出納その他財務に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる交通会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。